

## 第40号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出します。

令和元年5月24日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区特別区税条例の改正について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

## 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

### 記

1 専決処分をした事件

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

2 専決処分の内容

別紙のとおり

3 専決処分をした日

平成31年3月29日

4 専決処分をした理由

平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、同年4月1日からこの条例の一部を施行する必要があったため、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をした。

中野区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

中野区長 酒 井 直 人

## 中野区条例第20号

### 中野区特別区税条例の一部を改正する条例

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第3条の4の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第3条の5中「第314条の7第2項第2号若しくは第3号」を「第314条の7第11項第2号若しくは第3号」に改める。

付則第5条中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第6条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附

則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

3, 900円	1, 000円
6, 900円	1, 800円
10, 800円	2, 700円
3, 800円	1, 000円
5, 000円	1, 300円

付則第6条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

3, 900円	2, 000円
6, 900円	3, 500円
10, 800円	5, 400円
3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

付則第6条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

付則第6条第8項中「第2項から前項まで」を「前3項」に改め、

同項の表中「第7項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第7条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定並びに付則第3条の5及び第5条の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成31年6月1日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第2条 改正後の中野区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第3条の4の2の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条並びに付則第3条の5及び第5条の規定は、平成32年度以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第20条第1項及び付則第5条の規定の適用については、平成32年度分の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに 限る。）
付則第5条	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに

		限る。)
--	--	------

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第6条及び第7条の規定は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち中野区特別区税条例付則第6条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め」に改め、同条第2項から第8項までを削る改正規定中「第8項」を「第5項」に改める。